

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年4月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700403号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800004号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年9月1日から平成27年8月21日に訂正し、平成27年8月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成27年8月21日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月21日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成27年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年9月の標準報酬月額については、15万円から20万円とする。

平成27年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年8月21日から同年9月1日まで
② 平成27年9月1日から同年10月1日まで

私は、請求期間①及び②において、A社に勤務していた。同社の雇入通知書、就業週報・月報及び平成27年9月分から平成28年8月分までの給与明細書を提出するので、請求期間①及び②について年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②に係る請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録については、当初、被保険者資格の取得年月日は平成27年9月1日、標準報酬月額決定の基礎となる報酬月額は15万円として事業主から厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていたところ、事業主は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成29年11月24日付け）に、被保険者資格の取得年月日は平成27年8月21日、標準報酬月額決定の基礎となる報酬月額は20万円であったとして、厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）を年金事務所に対し提出している。

これにより、請求期間①は、全ての標準報酬月額が保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）とされ、請求期間②は、当初の届出額と訂正後の届出額との差額部分の標準報酬月額が保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

請求期間①について、請求者から提出されたA社の雇入通知書、就業週報・月報及び平成27年9月分の給与明細書並びに事業主から提出された当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）及び賃金台帳（以下「資料等」という。）により、請求者は、請求期間①において同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額については、上述の資料等から確認できる標準報酬月額決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

請求期間②について、請求者から提出されたA社に係る平成27年10月分の給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間②において、上述の標準報酬月額決定の基礎となる資格取得時の報酬月額に相当する標準報酬月額（20万円）に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間②に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額については、上述の資料等から確認できる標準報酬月額決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700388号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800005号

第1 結論

請求者のA社における平成15年10月1日から平成16年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年10月から平成16年4月までの標準報酬月額については、20万円から30万円とする。

平成15年10月から平成16年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年10月から平成16年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年10月1日から平成16年5月1日まで

私は、請求期間にA社に勤務をしていたが、標準報酬月額の記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は20万円と記録されているところ、請求者から提出された給与支給明細書、預金通帳、社会保険料及び所得税等の差額計算書(以下、併せて「給与支給明細書等」という。)並びに日本年金機構B事務センターの回答により、請求者は、A社から、30万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受け、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(30万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年10月から平成16年4月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し誤つ

て提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 5 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700381号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800006号

第1 結論

請求者のA社B工場における昭和46年10月1日から昭和47年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和46年10月の標準報酬月額については、2万8,000円から10万円、昭和46年11月から昭和47年7月までの標準報酬月額については、2万8,000円から9万8,000円とする。

昭和46年10月から昭和47年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年10月1日から昭和47年8月1日まで

A社B工場の在籍期間(昭和45年7月から昭和48年12月までの期間は、C社へ出向)のうち、厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と比べて著しく低い額となっている。しかし、請求期間当時は通常どおり勤務し、病気などもしておらず、給与が大きく下がったことはないので標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の標準報酬月額は、昭和45年10月の定時決定で10万円(28等級)、昭和46年10月の定時決定で2万8,000円(10等級)、昭和47年8月の随時改定で13万4,000円(33等級)と記録されており、昭和46年の標準報酬月額に大幅な変動が認められるにもかかわらず、昭和45年11月から昭和46年9月までの期間において随時改定された記録は確認できない。

また、A社B工場及び同社本社人事グループの総務担当者の陳述、複数の同僚の回答及び陳述、同社D工場から提出された従業員台帳並びに請求者から提出された辞令によると、請求者は、昭和45年から昭和47年までの期間において、昇級及び昇格していることが確認でき、請求者が請求期間に係る標準報酬月額を著しく減額されるような事情はうかがえない。

さらに、日本年金機構E年金事務所は、厚生年金保険被保険者原票の記載について、当時の資料がなく確認できないものの、請求者の記録は不自然なものとなっており、昭和46年10月1日の標準報酬月額欄に記載されている数字については、標準報酬月額ではなく標準報酬月額等級を記載した可能性があるものと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が請求者の報酬月額を2万8,000円として届け出たとは考え難く、請求者の厚生年金保険被保険者原票における昭和46年10月1日の標準報酬月額欄に記載された「28」は、誤って標準報酬月額等級を記載したものと判断するのが相当であり、請求期間において、社会保険事務所（当時）における請求者に係る厚生年金保険の記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、標準報酬月額等級の第28等級に基づき、昭和46年10月は10万円、標準報酬月額の等級区分の改定により昭和46年11月から昭和47年7月までは9万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1700389 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800007 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 5 月 1 日から平成 26 年 10 月 24 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 25 年 5 月及び同年 6 月は 17 万円から 28 万円、平成 25 年 7 月は 17 万円から 30 万円、平成 25 年 8 月及び同年 9 月は 17 万円から 28 万円、平成 25 年 10 月から同年 12 月までは 17 万円から 30 万円、平成 26 年 1 月及び同年 2 月は 17 万円から 28 万円、平成 26 年 3 月及び同年 4 月は 17 万円から 30 万円、平成 26 年 5 月及び同年 6 月は 17 万円から 28 万円、平成 26 年 7 月は 17 万円から 30 万円、平成 26 年 8 月は 17 万円から 26 万円、平成 26 年 9 月は 17 万円から 28 万円とする。

平成 25 年 5 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 5 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 5 月 1 日から平成 26 年 10 月 24 日まで
A 社に在職中の標準報酬月額の記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると 17 万円と記録されているが、請求者から提出された給料支払明細書（平成 25 年 5 月分、平成 25 年 7 月分から同年 11 月分までの期間及び平成 26 年 1 月分）、預金通帳、平成 25 年分及び平成 26 年分給与所得の源泉徴収票、A 社から提出された請求期間に係る給料支払明細書（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）並びに日本年金機構 B 事務センターの回答により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月

額（30万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額又は異なる標準報酬月額（平成25年5月及び同年6月は28万円、平成25年7月は30万円、平成25年8月及び同年9月は28万円、平成25年10月から同年12月までは30万円、平成26年1月及び同年2月は28万円、平成26年3月は32万円、平成26年4月は30万円、平成26年5月及び同年6月は28万円、平成26年7月は30万円、平成26年8月は26万円、平成26年9月は28万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成25年5月及び同年6月は28万円、平成25年7月は30万円、平成25年8月及び同年9月は28万円、平成25年10月から同年12月までは30万円、平成26年1月及び同年2月は28万円、平成26年3月及び同年4月は30万円、平成26年5月及び同年6月は28万円、平成26年7月は30万円、平成26年8月は26万円、平成26年9月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年5月から平成26年9月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の平成25年5月1日から平成26年10月24日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1700400 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800003 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 12 月から昭和 63 年 3 月まで

私は、請求期間に A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の記録がないので、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社に入社し、同社において、販売に従事していた旨主張しているところ、請求期間当時の役員及び複数の同僚の陳述により、時期は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、オンライン記録によると、昭和 59 年 1 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間のうち、昭和 58 年 12 月から昭和 59 年 1 月 9 日までの期間は適用事業所としての記録が確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、健康保険の整理番号に欠番はなく連番になっており、請求者及び請求者が名前を挙げた同僚並びに当該同僚が名前を挙げた複数の営業職であった同僚の氏名は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管していない上、A 社の元事業主に照会したものの回答を得ることができず、同社における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、請求者は、A 社における自らの給与について、基本給と歩合給の合計であった旨回答しているところ、上述の同僚は、基本給に併せて歩合給が支給されていた期間は社会保険には加入しておらず、管理職となり完全固定給になった後に社会保険に加入した旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。